

県有建築物の耐震改修プログラム（概要）

■ 県有建築物の耐震化の状況（令和5年3月末時点）

○耐震対策の対象建築物 1, 717棟

※県有建築物のうち、軽易な建築物（車庫、倉庫、屋外便所等）や、育成用、飼育用などの温室、畜舎及び単独の公衆便所、休憩所を除く。

※以下の地方独立行政法人及び一部事務組合を含まない。

- ・ 県立2病院（総合医療センター、西和医療センター）及び総合リハビリテーションセンター（平成26年4月1日独立行政法人化）
- ・ 県立大学（平成27年4月1日独立行政法人化）
- ・ 五條病院（平成28年4月1日一部事務組合化）

○耐震対策の必要な建築物 46棟

耐震改修が必要なもの 46棟

耐震診断未実施のもの 0棟

耐震診断実施率 100%

耐震化率（令和5年3月末時点） 97.3%

■ 耐震化促進指針

○耐震対策の必要な建築物を防災上の用途に分類

- ①災害応急対策活動に必要な施設
- ②避難所として位置づけられている施設
- ③人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設
- ④その他一般施設

○耐震化の実施

診断の結果及び県資産の有効活用等を踏まえて、耐震化を進める。

耐震化率 98%以上 令和7年度目標